

# 東京都立青鳥特別支援学校ホームページ管理運用規定

平成23年11月1日改定

## 1 本規程の目的

本規程は、「東京都ホームページ利用要綱」及び「東京都教育委員会におけるホームページ利用要綱」に基づき、東京都立青鳥特別支援学校（以下「本校」という。）がホームページを活用し、本校に関する情報を提供することにより、開かれた学校を実現することを目的として、本校ホームページ（以下「ホームページ」という。）の管理運用に関して必要な事項を定めるものである。

## 2 管理運用

(1) ホームページ管理者（以下「管理者」という。）は学校長とし、ホームページの管理運用及びセキュリティ対策を統括する。

(2) 管理者は、ホームページ管理運用責任者（以下「責任者」という。）を原則2名（副校長）置き、ホームページの管理運用及びセキュリティ対策の実施に当たらせる。

(3) ホームページの管理運用、ホームページに掲載する情報の選定及び校内調整を行うため、「情報教育部」「ICT委員会（以下「委員会」という）」を設置する。

(4) 情報教育部、委員会は次の事項を所掌する。

ア、ホームページの管理運用に関すること。

イ、ホームページの掲載内容に関すること。

ウ、セキュリティに関すること。

エ、人権尊重及び個人情報の保護に関すること。

オ、知的所有権に関すること。

(5) 管理者は、情報の提供に際して、営利行為を助長することのないよう、また政治的及び宗教的中立性を損なうことのないよう配慮しなければならない。

(6) 管理者は、情報の提供に関して公序良俗に反することのないよう配慮する。

(7) 管理者は責任者に対して、個人情報やパスワード等の対策（以下「セキュリティ対策」という。）に関する教育を定期的実施する。

(8) 管理者は、セキュリティ対策の安全性に関する評価を、定期的実施する。

(9) 管理者はホームページのセキュリティを確保する。責任者は、セキュリティに関して管理者を補佐する。

ア、管理者はホームページに対して外部から不正侵入・改ざん等の攻撃を受けた場合の対応を別に定める「不正侵入・改ざん等運用管理基準」に基づき、不正侵入の防御、早期発見及び迅速かつ適切な対応を行う。

イ、コンピュータウイルス（以下「ウイルス」という。）の感染を防ぐために、常にウイルスチェック済みのデータを使用する。

ウ、定期的にウイルスチェックソフトを実行し、感染の早期発見に努める。

エ、ウイルスに感染した場合は、対応についての相談を総務部教育情報課情報化推進担当に速やかに行う。また、その状況及び対応経過についての報告はT A I M S 掲示板「ウイルス届出（教育庁）」により行う。

（10）不正侵入・改ざん、ウイルス感染の事故が発生した時には、発見者は管理者に報告する。

（11）不正侵入・改ざん、ウイルス感染の事故が発生した時には、管理者は教育庁学務部長、学務部高等学校教育課管理係に報告する。

（12）不正侵入・改ざん、ウイルス感染の事故のうち、重大な事故または他部署への影響を与える事故が発生したときは、教育庁総務部教育情報課長に報告する。

### 3 個人情報の保護

ホームページ上に情報を掲載する場合は、「東京都個人情報の保護に関する条例」及び「東京都著作権取扱要綱」等に基づき、人権尊重、個人情報、著作権等の知的所有権の保護等に十分注意する。

（1）生徒の住所・電話番号・生年月日・成績は、いかなる場合においても発信しないものとする。

（2）上記（1）以外の情報（児童生徒の作品や画像など）について、ホームページ上で公開する場合は、生徒および保護者の同意を必要とする。

### 4 アクセス管理

（1）ISP ユーザーアカウント管理は、管理者及び責任者が行う。

（2）ユーザーアカウントのパスワードは、第三者に推測されにくいように設定する。ユーザーアカウントのパスワードの設定・管理についてのルールは、別に定める通りとする。

（3）ホームページ上に記載するデータは、ISP へのアップロード前に必ずバックアップデータを取得する。また、ISP にアップロードしたデータは、定期的にバックアップデータと比較検証する。

### 5 著作権

（1）ホームページに掲載するすべての情報は、生徒の作品及び教職員が個別に著作権を有する内容を除いて、本校がその著作権を有する。

（2）著作権などに係る知的所有物をホームページに掲載する場合には、必ず知的所有者の了解を得て行う。その際、必要に応じて知的所有権の所在を明記する。

（3）ホームページに、著作権の所在及び掲載されている情報の取り扱いについての指針を明記する。

## 6 意見、要望等の受付

ホームページ及び学校に対する意見、要望などを受け付けるため、ホームページ上に連絡先を明記する。

## 7 ホームページの更新

ホームページの更新を行う際の手順は別に定める。

## 8 本規程のホームページ上での明記

ホームページには本規程を掲載し、情報発信がこの規程に基づいたものであることを明らかにする。

## 9 本規程の改訂

学校教育におけるホームページ利用の進展、校内組織の改編などにより、本規程の事項に改訂の必要が生じた時には、情報教育部、委員会より起案し、十分な検討を経た上で、学校長の決裁を受けて改訂する。

## 付則

(1) 本規程は、平成 23 年 11 月 1 日から実施する。